

短期入所生活介護 百寿（介護予防） 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人博友会（以下、「事業者」という。）が開設する短期入所生活介護 百寿（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業所は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭等との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- 一 名称 短期入所生活介護 百寿
- 二 所在地 静岡県御殿場市杉名沢字久保田351番地

第4条（事業所の位置付け）

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業を、同一の事業所において、一体的に運営するものとします。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第5条 (従業者の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。ただし、従業者は、一体的に運営する短期入所生活介護事業所の従業者を合わせたものとします。

- 一 管理者 1人
併設の施設管理者が、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
 - 二 医師 1人
利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
 - 三 生活相談員 1人以上
利用者またはその家族等からの生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
 - 四 介護職員 8人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務、看護業務の補佐を行います。
 - 五 看護職員 1人以上
看護師または准看護師が、医師の指示の下、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
 - 六 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。
 - 七 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算及び利用者に対する栄養管理指導等を行います。
- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、その他の従業者を置くものとします。

第3章 利用定員と送迎

第6条 (利用者の定員)

利用できる定員は、短期入所生活介護と合わせて22人とします。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第7条 (通常を送迎の実施地域)

通常を送迎の実施地域は、御殿場市、裾野市及び小山町とします。

第4章 設備及び備品等

第8条 (居室)

利用者の居室は、個室(定員1名)を1室、多床室(定員3名)を7室とし、車いすでの生活が可能な構造とします。居室内にはベッド、洗面台及び収納スペースを設けています。

第9条(食堂及び機能訓練室)

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。また、兼用で機能訓練室とし、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第10条(静養室及び医務室)

一時的に、居室で滞在することが困難な心身の状況にある利用者を静養するため、静養室を設けます。また、医務室は、隣接する特別養護老人ホーム白雪のものと兼用とします。

第11条(浴室)

浴室には、利用者が使用しやすいよう、大浴場の他に個別浴槽を設けます。

第12条(洗面所及び便所)

洗面所及び便所は、必要に応じて共用部の各所に設けます。

第13条(防火等設備)

スプリンクラー設備や防火区画の設置等により、初期消火や延焼の抑制に配慮した構造を確保します。また、非常警報設備の設置等による火災の早期発見・通報の体制を整備します。

第5章 同意と契約

第14条 (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族等に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第15条 (受給資格等の確認)

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に介護保険法に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めます。

第6章 サービスの提供

第16条(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

事業所の管理者は、従業者に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する従業者（以下、「計画作成担当者」という。）は、相当期間以上に継続して入所することが予定される、利用者に係る介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成担当者は、利用者またはその家族等の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議の上で作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成担当者は、介護予防短期入所生活介護計画の原案について利用者またはその家族等に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成担当者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

第17条(サービスの取り扱い方針)

事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 事業所は、サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たっては、その介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族等に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第18条（介護予防短期入所生活介護の内容）

介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

- 一 日常生活上の介護
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談・援助
- 六 送迎

第19条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように支援します。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 8：00～10：00

昼食 12：00～14：00

夕食 18：00～20：00

第20条（相談及び援助）

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族等に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第21条（機能訓練）

事業所は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復または維持を図るための訓練を実施します。

第22条（健康管理）

事業所の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取ります。

第23条（その他のサービスの提供）

事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

2 事業所は、常に利用者の家族等との連携を図るよう努めます。

第24条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る介護予防サービス費用基準額から事業所に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業所は、第1項、第2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - 四 理美容代
 - 五 教養娯楽として利用者の個別の希望で事業者が提供する場合に係る費用
 - 六 その他、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされる費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 第4項各号の費用の額は、重要事項説明書に記載する額とします。
- 6 事業所は、サービスの提供に当たって、利用者またはその家族等に対して、サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ます。

第25条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

第26条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。

第27条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

第28条（外出）

利用者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡をお願いします。

第29条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第30条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第31条（利用者に関する市町への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

第8章 従業員の服務規律と質の確保

第32条（従業員の服務規律）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第33条（衛生管理）

事業所は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、感染症の発生及びまん延の防止のための委員会を設置し、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。
- 3 従業者は、設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

第34条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 事業所は、認知症対応力向上のために、介護に直接携わる職員に認知症介護基礎研修の機会を確保します。

第35条（個人情報の保護）

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者またはその家族等の同意を得ることとします。
- 4 事業所は、個人情報の保護に関する規程を作成し、利用者またはその家族等の個人情報を使用・提供または収集する場合には、利用者またはその家族等にその利用目的を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第36条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族等または主治医のほか、あらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第37条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議します。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。
- 3 事故発生防止のための委員会を設置し、安全管理の徹底を行い、定期的に職員研修を実施することとします。

第38条（非常災害対策）

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、地域住民との連携を図り、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るとともに、定期的に避難、誘導その他必要な訓練等を実施します。

第10章 その他運営に関する重要事項

第39条（身体的拘束等の禁止）

事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第40条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施します。

第41条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民等との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第42条（業務継続に向けた取組）

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、サービスの提供が継続できるよう計画等の策定、従業者への研修及び訓練を実施します。

第43条（勤務体制等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

第44条（記録の整備）

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第45条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示の求め、または市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第46条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院及び利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第47条（協力医療機関等）

事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業所は、歯科治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第48条（その他）

この規程に定める事項ほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行します。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行します。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行します。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行します。